

(設例4)簡易課税

令和 6 年 1 月 1 日～9 月30日までの期間

⇒ 売上税額は割戻し計算

令和 6 年10月 1 日～12月31日までの期間

⇒ 売上税額は積上げ計算

○ (株)国税商事の当課税期間(令和 6 年 1 月 1 日～令和 6 年12月31日)の課税売上高等の状況は以下のとおりであり、税込経理を行っている。

○ なお、(株)国税商事は令和 6 年10月 1 日から適格請求書発行事業者となり、それまでの間は課税事業者である。

(単位:円)

項 目	税率 6.24 % 適 用 分	税率 7.8 % 適 用 分	合 計 額
1 課税期間中の課税売上高(税込み)	3,781,700	28,046,120	31,827,820
令和 6 年 1 月 1 日～9 月30日までの間	2,468,200	18,609,000	21,077,200
(うち 第二種事業)	(2,468,200)	(16,474,880)	(18,943,080)
(うち 第四種事業)	—	(2,134,120)	(2,134,120)
令和 6 年10月 1 日～12月31日までの間	1,313,500	9,437,120	10,750,620
<<うち適格請求書等に記載された消費税額等>>	(96,121)	(854,811)	(950,932)
(うち第 二種事業)	1,313,500	8,757,120	10,070,620
<<うち 適格請求書等に記載された消費税額等>>	(96,121)	(794,600)	(890,721)
(うち第四種事業)	—	680,000	680,000
<<うち 適格請求書等に記載された消費税額等>>	—	(60,211)	(60,211)
2 免税売上高	—	—	1,100,000
3 売上対価の返還等の金額	103,000	56,000	159,000
うち 第二種事業	103,000	—	103,000
うち 第四種事業	—	56,000	56,000
4 貸倒処理した金額(税込み)	—	340,000	340,000

※1 金額の計算においては1円未満の端数を切り捨てて計算します。

2 基準期間の課税売上高は、30,102,000 円です。

3 売上対価の返還等の金額は、課税事業者である期間中に行った課税資産の譲渡等(消費税が免除されるものを除きます。)に係るものです。

4 貸倒処理した金額は、課税事業者である期間中に行った課税資産の譲渡等(消費税が免除されるものを除きます。)に対するものです。

I 付表4-3の作成(その1)

この項においては、主に、税率の異なるごとに区分した課税標準である金額の合計額から消費税額を計算します。なお、令和 6 年10月 1 日以後については、積上げ計算方式を採用しているため、適格請求書

に記載した消費税額等を基礎として消費税額を計算します。

なお、設例においては、付表4－3及び5－3の作成が必要となります。

■ 付表4－3の①・②及び⑤欄の記載

(1) 「課税資産の譲渡等の対価の額①－1」欄

税率6.24%適用分A

イ 割戻し計算分

$$2,468,200 \text{ 円} \times 100 / 108 = 2,285,370 \text{ 円}$$

ロ 積上げ計算分

$$1,313,500 \text{ 円} - 96,121 \text{ 円} = 1,217,379 \text{ 円}$$

$$\text{ハ } \text{イ} + \text{ロ} = \underline{3,502,749 \text{ 円}}$$

税率7.8%適用分B

イ 割戻し計算分

$$18,609,000 \text{ 円} \times 100 / 110 = 16,917,272 \text{ 円}$$

ロ 積上げ計算分

$$9,437,120 \text{ 円} - 854,811 \text{ 円} = 8,582,309 \text{ 円}$$

$$\text{ハ } \text{イ} + \text{ロ} = \underline{25,499,581 \text{ 円}}$$

合計C

$$3,502,749 \text{ 円} + 25,499,581 \text{ 円} = \underline{29,002,330 \text{ 円}}$$

(2) 「課税標準額①」欄

税率6.24%適用分A

$$3,502,749 \text{ 円} \Rightarrow \underline{3,502,000 \text{ 円}}$$

税率7.8%適用分B

$$25,499,581 \text{ 円} \Rightarrow \underline{25,499,000 \text{ 円}}$$

合計C

$$3,502,000 \text{ 円} + 25,499,000 \text{ 円} = \underline{29,001,000 \text{ 円}}$$

(3) 「消費税額②」欄

税率6.24%適用分A

イ 割戻し計算分

$$2,285,370 \text{ 円} \Rightarrow 2,285,000 \text{ (千円未満切捨て)}$$

$$2,285,000 \text{ 円} \times 6.24\% = 142,584 \text{ 円}$$

ロ 積上げ計算分

$$96,121 \text{ 円} \times 78 / 100 = 74,974 \text{ 円}$$

$$\text{ハ } \text{イ} + \text{ロ} = \underline{217,558 \text{ 円}}$$

税率7.8%適用分B

イ 割戻し計算分

$$16,917,272 \text{ 円} \Rightarrow 16,917,000 \text{ 円 (千円未満切捨て)}$$

$$16,917,000 \text{ 円} \times 7.8\% = 1,319,526 \text{ 円}$$

□ 積上げ計算分

$$854,811 \text{ 円} \times 78 / 100 = 666,752 \text{ 円}$$

$$\text{ハ イ} + \square = \underline{1,986,278 \text{ 円}}$$

合計 C

$$217,558 \text{ 円} + 1,986,278 \text{ 円} = \underline{2,203,836 \text{ 円}}$$

(4) 「返還等対価に係る税額⑤」欄

税率6.24%適用分A

$$103,000 \text{ 円} \times 6.24 / 108 = \underline{5,951 \text{ 円}}$$

税率7.8%適用分B

$$56,000 \text{ 円} \times 7.8 / 110 = \underline{3,970 \text{ 円}}$$

合計 C

$$5,951 \text{ 円} + 3,970 \text{ 円} = \underline{9,921 \text{ 円}}$$

II 付表5-3の作成

この項においては、控除対象仕入税額を計算します。

■1 付表5-3の①～④、⑥～⑯欄の記載

(1) 「Ⅰ 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額」欄

イ 「課税標準額に対する消費税額①」欄

付表4-3②欄の計算結果を転記します。

□ 「売上対価の返還等に係る消費税額③」欄

付表4-3⑤欄の計算結果を転記します。

ハ 「控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額(①+②-③)④」欄

税率6.24%適用分A

$$217,558 \text{ 円} - 5,951 \text{ 円} = \underline{211,607 \text{ 円}}$$

税率7.8%適用分B

$$1,986,278 \text{ 円} - 3,970 \text{ 円} = \underline{1,982,308 \text{ 円}}$$

合計 C

$$211,607 \text{ 円} + 1,982,308 \text{ 円} = \underline{2,193,915 \text{ 円}}$$

(2) 「Ⅲ 2種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額」欄

イ 「(1) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細」欄

(イ) 「事業区分別の合計額⑥」欄

税率6.24%適用分A

① 割戻し計算分

$$2,468,200 \text{ 円} \times 100 / 108 = 2,285,370 \text{ 円}$$

② 積上げ計算分

$$1,313,500 \text{ 円} - 96,121 \text{ 円} = 1,217,379 \text{ 円}$$

③ 対価返還

$$103,000 \text{ 円} \times 100 / 108 = 95,370 \text{ 円}$$

④ ①+②-③= 3,407,379 円

税率7.8%適用分B

① 割戻し計算分

$$18,609,000 \text{ 円} \times 100 / 110 = 16,917,272 \text{ 円}$$

② 積上げ計算分

$$9,437,120 \text{ 円} - 854,811 \text{ 円} = 8,582,309 \text{ 円}$$

③ 対価返還

$$56,000 \text{ 円} \times 100 / 110 = 50,909 \text{ 円}$$

④ ①+②-③= 25,448,672 円

合計C

$$3,407,379 \text{ 円} + 25,448,672 \text{ 円} = \underline{\underline{28,856,051 \text{ 円}}}$$

(D) 「第二種事業⑧」欄

税率6.24%適用分A

① 割戻し計算分

$$2,468,200 \text{ 円} \times 100 / 108 = 2,285,370 \text{ 円}$$

② 積上げ計算分

$$1,313,500 \text{ 円} - 96,121 \text{ 円} = 1,217,379 \text{ 円}$$

③ 対価返還

$$103,000 \text{ 円} \times 100 / 108 = 95,370 \text{ 円}$$

④ ①+②-③= 3,407,379 円

税率7.8%適用分B

① 割戻し計算分

$$16,474,880 \text{ 円} \times 100 / 110 = 14,977,163 \text{ 円}$$

② 積上げ計算分

$$8,757,120 \text{ 円} - 794,600 \text{ 円} = 7,962,520 \text{ 円}$$

③ ①+②= 22,939,683 円

合計C

$$3,407,379 \text{ 円} + 22,939,683 \text{ 円} = \underline{\underline{26,347,062 \text{ 円}}}$$

売上割合

$$26,347,062 / 28,856,051 = 91.305\cdots\% \rightarrow \underline{\underline{91.3\%}}$$

(91.305…% ≥ 75% ⇒ 特例計算適用可)

(H) 「第四種事業⑩」欄

税率6.24%適用分A

0 円

税率7.8%適用分B

① 割戻し計算分

$$2,134,120 \text{ 円} \times 100 / 110 = 1,940,109 \text{ 円}$$

② 積上げ計算分

$$680,000 \text{ 円} - 60,211 \text{ 円} = 619,789 \text{ 円}$$

③ 対価返還

$$56,000 \text{ 円} \times 100 / 110 = 50,909 \text{ 円}$$

$$\textcircled{4} \textcircled{1} + \textcircled{2} - \textcircled{3} = \underline{2,508,989 \text{ 円}}$$

合計 C

$$0 \text{ 円} + 2,508,989 \text{ 円} = \underline{2,508,989 \text{ 円}}$$

売上割合

$$2,508,989 / 28,856,051 = 8.694\cdots\% \rightarrow \underline{8.6\%}$$

(8.694\cdots\% < 75\% \Rightarrow \text{特例計算適用不可})

□ 「(2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細」欄

(イ) 「第二種事業⑮」欄

税率6.24%適用分A

① 割戻し計算分

$$2,468,200 \text{ 円} \times 6.24 / 108 = 142,607 \text{ 円}$$

② 積上げ計算分

$$96,121 \text{ 円} \times 78 / 100 = 74,974 \text{ 円}$$

③ 対価返還

$$103,000 \text{ 円} \times 6.24 / 108 = 5,951 \text{ 円}$$

$$\textcircled{4} \textcircled{1} + \textcircled{2} - \textcircled{3} = \underline{211,630 \text{ 円}}$$

税率7.8%適用分B

① 割戻し計算分

$$16,474,880 \text{ 円} \times 7.8 / 110 = 1,168,218 \text{ 円}$$

② 積上げ計算分

$$794,600 \text{ 円} \times 78 / 100 = 619,788 \text{ 円}$$

$$\textcircled{3} \textcircled{1} + \textcircled{2} = \underline{1,788,006 \text{ 円}}$$

合計 C

$$211,630 \text{ 円} + 1,788,006 \text{ 円} = \underline{1,999,636 \text{ 円}}$$

(ロ) 「第四種事業⑰」欄

税率6.24%適用分A

0 円

税率7.8%適用分B

① 割戻し計算分

$$2,134,120 \text{ 円} \times 7.8 / 110 = 151,328 \text{ 円}$$

② 積上げ計算分

$$60,211 \text{ 円} \times 78 / 100 = 46,964 \text{ 円}$$

③ 対価返還

$$56,000 \text{ 円} \times 7.8 / 110 = 3,970 \text{ 円}$$

$$\textcircled{4} \textcircled{1} + \textcircled{2} - \textcircled{3} = \underline{194,322 \text{ 円}}$$

合計 C

$$0 \text{ 円} + 194,322 \text{ 円} = \underline{194,322 \text{ 円}}$$

(ハ)「事業区分別の合計額⑬」欄

税率6.24%適用分A

$$211,630 \text{ 円} + 0 \text{ 円} = \underline{211,630 \text{ 円}}$$

税率7.8%適用分B

$$1,788,006 \text{ 円} + 194,322 \text{ 円} = \underline{1,982,328 \text{ 円}}$$

合計C

$$211,630 \text{ 円} + 1,982,328 \text{ 円} = \underline{2,193,958 \text{ 円}}$$

■2 付表5-3の⑳～㉔欄の記載

(1)「イ 原則計算を適用する場合㉔」欄

税率6.24%適用分A

第二種事業	第四種事業	
$211,630 \text{ 円} \times 80\%$	$+ 0 \text{ 円} \times 60\%$	$= \frac{169,304 \text{ 円}}{211,630 \text{ 円}}$
$211,630 \text{ 円}$		

$$\text{控除対象仕入税額} = 211,607 \text{ 円} \times \frac{169,304 \text{ 円}}{211,630 \text{ 円}} = \underline{169,285 \text{ 円}}$$

税率7.8%適用分B

第二種事業	第四種事業	
$1,788,006 \text{ 円} \times 80\%$	$+ 194,322 \text{ 円} \times 60\%$	$= \frac{1,546,997 \text{ 円}}{1,982,328 \text{ 円}}$
$1,982,328 \text{ 円}$		

$$\text{控除対象仕入税額} = 1,982,308 \text{ 円} \times \frac{1,546,997 \text{ 円}}{1,982,328 \text{ 円}} = \underline{1,546,981 \text{ 円}}$$

合計C

$$169,285 \text{ 円} + 1,546,981 \text{ 円} = \underline{1,716,266 \text{ 円}}$$

(2)「ロ 特例計算を適用する場合」欄

イ「(イ) 1種類の事業で75%以上㉔」欄

税率6.24%適用分A

$$211,607 \text{ 円} \times 80\% = \underline{169,285 \text{ 円}}$$

税率7.8%適用分B

$$1,982,308 \text{ 円} \times 80\% = \underline{1,585,846 \text{ 円}}$$

合計C

$$169,285 \text{ 円} + 1,585,846 \text{ 円} = \underline{1,755,131 \text{ 円}}$$

ロ「(ロ) 2種類の事業で75%以上㉔」欄

税率6.24%適用分A

第二種事業	第四種事業	
$211,630 \text{ 円} \times 80\%$	$+ (211,630 \text{ 円} - 211,630 \text{ 円}) \times 60\%$	$= \frac{169,304 \text{ 円}}{211,630 \text{ 円}}$
$211,630 \text{ 円}$		

$$\text{控除対象仕入税額} = 211,607 \text{ 円} \times \frac{169,304 \text{ 円}}{211,630 \text{ 円}} = \underline{169,285 \text{ 円}}$$

税率7.8%適用分B

第二種事業

第四種事業

$$\frac{1,788,006 \text{ 円} \times 80\% + (1,982,328 \text{ 円} - 1,788,006 \text{ 円}) \times 60\%}{1,982,328 \text{ 円}} = \frac{1,546,997 \text{ 円}}{1,982,328 \text{ 円}}$$

$$\text{控除対象仕入税額} = 1,982,308 \text{ 円} \times \frac{1,546,997 \text{ 円}}{1,982,328 \text{ 円}} = \underline{1,546,981 \text{ 円}}$$

合計C

$$169,285 \text{ 円} + 1,546,981 \text{ 円} = \underline{1,716,266 \text{ 円}}$$

■ 3 付表5-3の㊸欄の記載

上記2(1)、2(2)イ又はロのいずれかの計算方法から選択した金額を記載します。

設例の場合は上記 2(2)イを選択します。

「ハ 上記の計算式区分から選択した控除対象仕入税額㊸」欄

税率6.24%適用分A ⇒ 169,285 円

税率7.8%適用分B ⇒ 1,585,846 円

合計C ⇒ 169,285 円 + 1,585,846 円 = 1,755,131 円

(注) 適用税率ごとに異なる計算方法を選択することはできません。

Ⅲ 付表4-3の作成(その2)

この項においては、上記Ⅰ・Ⅱの計算結果から消費税額及び地方消費税額を計算します。

■ 付表4-3の④及び⑥～⑬欄の記載

(1) 「控除対象仕入税額④」欄

税率6.24%適用分A ⇒ 付表5-3の㊸A欄から転記

税率7.8%適用分B ⇒ 付表5-3の㊸B欄から転記

合計C ⇒ 付表5-3の㊸C欄から転記

(2) 「貸倒れに係る税額⑥」欄

税率7.8%適用分B 合計C

$$340,000 \text{ 円} \times 7.8 / 110 = \underline{24,109 \text{ 円}}$$

(3) 「控除税額小計⑦」欄

税率6.24%適用分A

$$169,285 \text{ 円} + 5,951 \text{ 円} = \underline{175,236 \text{ 円}}$$

税率7.8%適用分B

$$1,585,846 \text{ 円} + 3,970 \text{ 円} + 24,109 \text{ 円} = \underline{1,613,925 \text{ 円}}$$

合計 C

175,236 円 + 1,613,925 円 = 1,789,161 円

(4) 「差引税額⑨」欄

2,203,836 円 - 1,789,161 円 = 414,675 円 ⇒ 414,600 円 (百円未満切捨て)

(5) 「地方消費税の課税標準となる消費税額・差引税額⑪」欄

「差引税額⑨」欄の金額 414,600 円

(6) 「譲渡割額・納税額⑬」欄

414,600 円 × 22 / 78 = 116,938 円 ⇒ 116,900 円 (百円未満切捨て)

IV 申告書第一表「この課税期間の課税売上高⑮」欄の記載

課税売上高(税抜き)から、課税売上に係る対価の返還等の金額(税抜き)を控除し、免税売上高を加算した金額を記載します。

課税売上高(税抜き)

2,468,200 円 × 100 / 108 + (1,313,500 円 - 96,121 円) + 18,609,000 円 × 100 / 110 +
(9,437,120 円 - 854,811 円) = 29,002,330 円

課税売上に係る対価の返還等の金額

103,000 円 × 100 / 108 + 56,000 円 × 100 / 110 = 146,279 円

免税売上高

1,100,000 円

合計

29,002,330 円 - 146,279 円 + 1,100,000 円 = 29,956,051 円

V 消費税及び地方消費税の申告書第二表の作成

次のとおり付表から転記します。

申告書第二表の記載項目			転記元項目
課税標準額		①	付表4-3①C欄の金額
課税資産の譲渡等の対価の額の合計額	6.24%適用分	⑤	付表4-3①-1A 欄の金額
	7.8%適用分	⑥	付表4-3①-1B 欄の金額
		⑦	付表4-3①-1C 欄の金額
特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額	7.8%適用分	⑨	
		⑩	
消費税額		⑪	付表4-3②C欄の金額
⑪の内訳	6.24%適用分	⑮	付表4-3②A 欄の金額
	7.8%適用分	⑯	付表4-3②B 欄の金額
返還等対価に係る税額		⑰	付表4-3⑤C欄の金額
⑰の内訳	売上げの返還等対価に係る税額	⑱	付表4-3⑤C欄の金額
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	⑲	
地方消費税の課税標準となる消費税額		⑳	付表4-3⑪C欄の金額
6.24%及び 7.8%適用分		㉓	付表4-3⑪C欄の金額

VI 消費税及び地方消費税の申告書第一表の作成

申告書第二表の作成が終わりましたら、申告書第二表及び付表4－3から次のとおり申告書第一表に必要な事項を転記します。

申告書第一表の記載項目		転記元項目	
課税標準額		①	申告書第二表①欄の金額
消費税額		②	申告書第二表①欄の金額
貸倒回収に係る消費税額		③	付表4－3③C欄の金額
控除税額	控除対象仕入税額	④	付表4－3④C欄の金額
	返還等対価に係る税額	⑤	申告書第二表①⑦欄の金額
	貸倒れに係る税額	⑥	付表4－3⑥C欄の金額
	控除税額小計	⑦	付表4－3⑦C欄の金額
控除不足還付税額		⑧	付表4－3⑧C欄の金額
差引税額		⑨	付表4－3⑨C欄の金額
中間納付税額		⑩	中間納付税額
納付税額(⑨>⑩の場合に記載)		⑪	⑨欄の金額－⑩欄の金額
中間納付還付税額(⑩>⑨の場合に記載)		⑫	⑩欄の金額－⑨欄の金額
この申告書が修正申告 である場合	既確定税額	⑬	修正申告の場合に記載
	差引納付税額	⑭	
この課税期間の課税売上高		⑮	課税期間の課税売上高
基準期間の課税売上高		⑯	基準期間の課税売上高
地方消費税の課税標準 となる消費税額	控除不足還付税額	⑰	付表4－3⑩C欄の金額
	差引税額	⑱	付表4－3⑪C欄の金額
譲渡割額	還付額	⑲	付表4－3⑫C欄の金額
	納税額	⑳	付表4－3⑬C欄の金額
中間納付譲渡割額		㉑	中間納付譲渡割額
納付譲渡割額(㉑>㉒の場合に記載)		㉒	㉑欄の金額－㉒欄の金額
中間納付還付譲渡割額(㉒>㉑の場合に記載)		㉓	㉒欄の金額－㉑欄の金額
この申告書が修正申告 である場合	既確定譲渡割額	㉔	修正申告の場合に記載
	差引納付譲渡割額	㉕	
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額		㉖	(⑪欄の金額＋㉒欄の金額)－ (⑧欄の金額＋⑫欄の金額＋ ⑲欄の金額＋㉓欄の金額)

※ 税 務 署 処 理 欄	☐		(個人の方) 振替継続希望												
	所管		要否		整理番号										
	申告年月日					令和 年 月 日									
	申告区分					指導等		庁指定		局指定					
通信日付印					確認		個人番号カード 通知カード・運転免許証 その他 ()					身元確認			
年 月 日					確認書類										
指導 年 月 日												相談	区分1	区分2	区分3
令和															

中間申告 自 令和 年 月 日
 の場合の 至 令和 年 月 日
 対象期間

付 記 事 項	割 賦 基 準 の 適 用	☐	有	☒	無	3	
	延 払 基 準 等 の 適 用	☐	有	☒	無	3	
	工 事 進 行 基 準 の 適 用	☐	有	☒	無	3	
	現 金 主 義 会 計 の 適 用	☐	有	☒	無	3	
参 考 事 項	課 税 標 準 額 に 対 す る 消 費 税 額 の 計 算 の 特 例 の 適 用		☐	有	☐	無	4
	事 区 分	課 税 売 上 高 (免 税 売 上 高 を 除 く)	売 上 割 合 %				
	第 1 種	千円					3
	第 2 種	26,347		9	1		3
	第 3 種						3
	第 4 種	2,508			8	6	3
	第 5 種						4
	第 6 種						4
特 例 計 算 適 用 (令 57 ③)		☐	有	☐	無	4	
☒	税 額 控 除 に 係 る 経 過 措 置 の 適 用 (2 割 特 例)						4
還 付 金 受 取 機 関 と 等	銀 行 金 庫 ・ 組 合 農 協 ・ 漁 協		本店 ・ 支 店 出 張 所 本 所 ・ 支 所				
預 金		口 座 番 号					
ゆうちょ銀行の 貯金記号番号		-					
郵便局名等							
☐	(個 人 の 方) 公 金 受 取 口 座 の 利 用						4
※税務署整理欄							

税 理 士 名 署	(電 話 番 号 - -)
--------------	--

☐	税 理 士 法 第 30 条 の 書 面 提 出 有	4
☐	税 理 士 法 第 33 条 の 2 の 書 面 提 出 有	4

②⑥が還付税額となる場合はマイナス「－」を付してください。

整理
番号

納 税 地	東京都●●区●●×-×-× (電話番号 03 - ×××× - ××××)
(フリガナ) 名 称 又 は 屋 号	カブシキガイシャ コクセイショウジ 株国税商事
(フリガナ) 代 表 者 氏 名 又 は 氏 名	コクセイ タロウ 国税 太郎

改正法附則による税額の特例計算			
軽減売上割合（10営業日）	☐	附則38①	5
小売等軽減仕入割合	☐	附則38②	5

令和四年四月一日以後終了課税期間分

課税期間分の消費税及び地方
消費税の（ 確定 ）申告書

中間申告 自 令和 年 月 日
 の場合の 至 令和 年 月 日
 対象期間

課 税 標 準 額				① 十 兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 一 円												
※申告書（第一表）の①欄へ									2	9	0	0	1	0	0	0

[illegible][illegible][illegible][illegible]

(注2) ⑳～㉓欄が還付税額となる場合はマイナス「－」を付してください。

付表4-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

簡 易

課 税 期 間		令和6・1・1～令和6・12・31	氏 名 又 は 名 称	株式会社商事
区 分		税 率 6.24 % 適 用 分 A	税 率 7.8 % 適 用 分 B	合 計 C (A+B)
課 税 標 準 額	①	円 3,502,000	円 25,499,000	円 ※第二表の①欄へ 29,001,000
	① 課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 1	※第二表の⑤欄へ 3,502,749	※第二表の⑥欄へ 25,499,581	※第二表の⑦欄へ 29,002,330
消 費 税 額		② ※付表5-3の①A欄へ ※第二表の⑬欄へ 217,558	※付表5-3の①B欄へ ※第二表の⑭欄へ 1,986,278	※付表5-3の①C欄へ ※第二表の①①欄へ 2,203,836
貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額		③ ※付表5-3の②A欄へ	※付表5-3の②B欄へ	※付表5-3の②C欄へ ※第一表の③欄へ
控 除 税 額	控 除 対 象 仕 入 税 額	④ (付表5-3の⑤A欄又は⑥A欄の金額) 169,285	(付表5-3の⑤B欄又は⑥B欄の金額) 1,585,846	(付表5-3の⑤C欄又は⑥C欄の金額) ※第一表の④欄へ 1,755,131
	返 還 等 対 価 に 係 る 税 額	⑤ ※付表5-3の③A欄へ 5,951	※付表5-3の③B欄へ 3,970	※付表5-3の③C欄へ ※第二表の①①欄へ 9,921
	貸 倒 れ に 係 る 税 額	⑥	24,109	※第一表の⑥欄へ 24,109
	控 除 税 額 小 計 (④+⑤+⑥)	⑦ 175,236	1,613,925	※第一表の⑦欄へ 1,789,161
控 除 不 足 還 付 税 額 (⑦-②-③)		⑧		※第一表の⑧欄へ
差 引 税 額 (②+③-⑦)		⑨		※第一表の⑨欄へ 414,600
地 方 税 消 費 税 の 課 税 標 準 額	控 除 不 足 還 付 税 額 (⑧)	⑩		※第一表の⑩欄へ ※マイナス「-」を付して第二表の②②及び②③欄へ
	差 引 税 額 (⑨)	⑪		※第一表の⑪欄へ ※第二表の②②及び②③欄へ 414,600
譲 渡 割 額	還 付 額	⑫		(⑩C欄×22/78) ※第一表の⑬欄へ
	納 税 額	⑬		(⑪C欄×22/78) ※第一表の⑭欄へ 116,900

注意 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

付表5-3 控除対象仕入税額等の計算表

簡 易

課 税 期 間	令和6・1・1～令和6・12・31	氏 名 又 は 名 称	株式会社国商事
---------	-------------------	-------------	---------

I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額

項 目		税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)
課 税 標 準 額 に 対 する 消 費 税 額 ①		(付表4-3の②A欄の金額) 円 217,558	(付表4-3の②B欄の金額) 円 1,986,278	(付表4-3の②C欄の金額) 円 2,203,836
貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額 ②		(付表4-3の③A欄の金額)	(付表4-3の③B欄の金額)	(付表4-3の③C欄の金額)
売 上 対 価 の 返 還 等 に 係 る 消 費 税 額 ③		(付表4-3の⑤A欄の金額) 5,951	(付表4-3の⑤B欄の金額) 3,970	(付表4-3の⑤C欄の金額) 9,921
控 除 対 象 仕 入 税 額 の 計 算 の 基 礎 と な る 消 費 税 額 (① + ② - ③) ④		211,607	1,982,308	2,193,915

II 1種類の事業の事業者の場合の控除対象仕入税額

項 目		税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)
④ × みなし仕入率 (90%・80%・70%・60%・50%・40%)	⑤	※付表4-3の④A欄へ 円	※付表4-3の④B欄へ 円	※付表4-3の④C欄へ 円

III 2種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額

(1) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細

項 目		税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)	
事 業 区 分 別 の 合 計 額 ⑥		円 3,407,379	円 25,448,672	円 28,856,051	売上割合
第 一 種 事 業 (卸 売 業) ⑦				※第一表「事業区分」欄へ	%
第 二 種 事 業 (小 売 業 等) ⑧		3,407,379	22,939,683	26,347,062	91.3
第 三 種 事 業 (製 造 業 等) ⑨				※ "	
第 四 種 事 業 (そ の 他) ⑩		0	2,508,989	2,508,989	8.6
第 五 種 事 業 (サ ー ビ ス 業 等) ⑪				※ "	
第 六 種 事 業 (不 動 産 業) ⑫				※ "	

(2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細

項 目		税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)
事 業 区 分 別 の 合 計 額 ⑬		円 211,630	円 1,982,328	円 2,193,958
第 一 種 事 業 (卸 売 業) ⑭				
第 二 種 事 業 (小 売 業 等) ⑮		211,630	1,788,006	1,999,636
第 三 種 事 業 (製 造 業 等) ⑯				
第 四 種 事 業 (そ の 他) ⑰		0	194,322	194,322
第 五 種 事 業 (サ ー ビ ス 業 等) ⑱				
第 六 種 事 業 (不 動 産 業) ⑲				

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 課税売上げにつき返品を受け又は値引き・割戻しをした金額(売上対価の返還等の金額)があり、売上(収入)金額から減算しない方法で経理して経費に含めている場合には、⑥から⑲欄には売上対価の返還等の金額(税抜き)を控除した後の金額を記載する。

(3) 控除対象仕入税額の計算式区分の明細

イ 原則計算を適用する場合

控 除 対 象 仕 入 税 額 の 計 算 式 区 分		税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)
$\left(\frac{\textcircled{14} \times 90\% + \textcircled{15} \times 80\% + \textcircled{16} \times 70\% + \textcircled{17} \times 60\% + \textcircled{18} \times 50\% + \textcircled{19} \times 40\%}{\textcircled{13}} \right) \times \text{みなし仕入率}$	⑳	169,285	1,546,981	1,716,266

ロ 特例計算を適用する場合

(イ) 1種類の事業で75%以上

控 除 対 象 仕 入 税 額 の 計 算 式 区 分		税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)
$(\textcircled{7}C / \textcircled{6}C \cdot \textcircled{8}C / \textcircled{6}C \cdot \textcircled{9}C / \textcircled{6}C \cdot \textcircled{10}C / \textcircled{6}C \cdot \textcircled{11}C / \textcircled{6}C \cdot \textcircled{12}C / \textcircled{6}C) \geq 75\%$	㉑	169,285	1,585,846	1,755,131
④ × みなし仕入率 (90%・80%・70%・60%・50%・40%)				

(ロ) 2種類の事業で75%以上

控 除 対 象 仕 入 税 額 の 計 算 式 区 分		税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)
第一種事業及び第二種事業 ($\textcircled{7}C + \textcircled{8}C$) / $\textcircled{6}C \geq 75\%$	④ × $\frac{\textcircled{14} \times 90\% + (\textcircled{13} - \textcircled{14}) \times 80\%}{\textcircled{13}}$	㉒		
第一種事業及び第三種事業 ($\textcircled{7}C + \textcircled{9}C$) / $\textcircled{6}C \geq 75\%$	④ × $\frac{\textcircled{14} \times 90\% + (\textcircled{13} - \textcircled{14}) \times 70\%}{\textcircled{13}}$	㉓		
第一種事業及び第四種事業 ($\textcircled{7}C + \textcircled{10}C$) / $\textcircled{6}C \geq 75\%$	④ × $\frac{\textcircled{14} \times 90\% + (\textcircled{13} - \textcircled{14}) \times 60\%}{\textcircled{13}}$	㉔		
第一種事業及び第五種事業 ($\textcircled{7}C + \textcircled{11}C$) / $\textcircled{6}C \geq 75\%$	④ × $\frac{\textcircled{14} \times 90\% + (\textcircled{13} - \textcircled{14}) \times 50\%}{\textcircled{13}}$	㉕		
第一種事業及び第六種事業 ($\textcircled{7}C + \textcircled{12}C$) / $\textcircled{6}C \geq 75\%$	④ × $\frac{\textcircled{14} \times 90\% + (\textcircled{13} - \textcircled{14}) \times 40\%}{\textcircled{13}}$	㉖		
第二種事業及び第三種事業 ($\textcircled{8}C + \textcircled{9}C$) / $\textcircled{6}C \geq 75\%$	④ × $\frac{\textcircled{15} \times 80\% + (\textcircled{13} - \textcircled{15}) \times 70\%}{\textcircled{13}}$	㉗		
第二種事業及び第四種事業 ($\textcircled{8}C + \textcircled{10}C$) / $\textcircled{6}C \geq 75\%$	④ × $\frac{\textcircled{15} \times 80\% + (\textcircled{13} - \textcircled{15}) \times 60\%}{\textcircled{13}}$	㉘	169,285	1,716,266
第二種事業及び第五種事業 ($\textcircled{8}C + \textcircled{11}C$) / $\textcircled{6}C \geq 75\%$	④ × $\frac{\textcircled{15} \times 80\% + (\textcircled{13} - \textcircled{15}) \times 50\%}{\textcircled{13}}$	㉙		
第二種事業及び第六種事業 ($\textcircled{8}C + \textcircled{12}C$) / $\textcircled{6}C \geq 75\%$	④ × $\frac{\textcircled{15} \times 80\% + (\textcircled{13} - \textcircled{15}) \times 40\%}{\textcircled{13}}$	㉚		
第三種事業及び第四種事業 ($\textcircled{9}C + \textcircled{10}C$) / $\textcircled{6}C \geq 75\%$	④ × $\frac{\textcircled{16} \times 70\% + (\textcircled{13} - \textcircled{16}) \times 60\%}{\textcircled{13}}$	㉛		
第三種事業及び第五種事業 ($\textcircled{9}C + \textcircled{11}C$) / $\textcircled{6}C \geq 75\%$	④ × $\frac{\textcircled{16} \times 70\% + (\textcircled{13} - \textcircled{16}) \times 50\%}{\textcircled{13}}$	㉜		
第三種事業及び第六種事業 ($\textcircled{9}C + \textcircled{12}C$) / $\textcircled{6}C \geq 75\%$	④ × $\frac{\textcircled{16} \times 70\% + (\textcircled{13} - \textcircled{16}) \times 40\%}{\textcircled{13}}$	㉝		
第四種事業及び第五種事業 ($\textcircled{10}C + \textcircled{11}C$) / $\textcircled{6}C \geq 75\%$	④ × $\frac{\textcircled{17} \times 60\% + (\textcircled{13} - \textcircled{17}) \times 50\%}{\textcircled{13}}$	㉞		
第四種事業及び第六種事業 ($\textcircled{10}C + \textcircled{12}C$) / $\textcircled{6}C \geq 75\%$	④ × $\frac{\textcircled{17} \times 60\% + (\textcircled{13} - \textcircled{17}) \times 40\%}{\textcircled{13}}$	㉟		
第五種事業及び第六種事業 ($\textcircled{11}C + \textcircled{12}C$) / $\textcircled{6}C \geq 75\%$	④ × $\frac{\textcircled{18} \times 50\% + (\textcircled{13} - \textcircled{18}) \times 40\%}{\textcircled{13}}$	㊱		

ハ 上記の計算式区分から選択した控除対象仕入税額

項 目		税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)
選 択 可 能 な 計 算 式 区 分 (㉑ ～ ㊱) の 内 か ら 選 択 し た 金 額	㊲	169,285	1,585,846	1,755,131

注意 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。